

○須高行政事務組合第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例

(令和元年10月25日条例第3号)

改正 令和5年2月28日 条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、第2号会計年度任用職員（同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。））の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与等に関する規定)

第2条 フルタイム会計年度任用職員の給与等については、[須坂市第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年須坂市条例第28号）](#)の例による。ただし、同条例第18条の規定にかかわらず退職手当については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、長野県市町村総合事務組合に事務を委託する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日条例第9号抄）

この条例は、公布の日から施行する。